

令和 3 年 9 月 8 日

行財政改革・大都市制度調査特別委員会

区再編推進事業本部
企画調整部企画課
総務部人事課
市民部市民協働・地域政策課

行政区再編協議について

◆配付資料◆

- ・ 中間報告の日程等について
- ・ 中間報告説明資料（案）

中間報告の日程等について

1 スケジュール

日 時		区 分	場 所
9 月 15 日 (水)	10:00～	西区自治会連合会	西区役所
9 月 21 日 (火)	9:30～	中区自治会連合会	市役所
9 月 22 日 (水)	9:30～	南区自治会連合会	南区役所
	14:00～	天竜区自治会連合会	天竜区役所
10 月 7 日 (木)	13:30～	浜北区協議会	浜北区役所
10 月 8 日 (金)	9:30～	南区協議会	南区役所
10 月 11 日 (月)	10:00～	北区自治会連合会	北区役所
	14:00～	中区協議会	市役所
10 月 12 日 (火)	13:30～	東区協議会	東部保健福祉センター
10 月 13 日 (水)	9:30～	東区自治会連合会	長上協働センター
	10:00～	浜北区自治会連合会	浜北区役所
	13:30～	西区協議会	舞阪協働センター
	14:00～	天竜区協議会	天竜区役所
10 月 14 日 (木)	10:00～	北区協議会	みをつくし文化センター

2 対応者

市議会

・行財政改革・大都市制度調査特別委員会 委員長（または副委員長）

浜松市

・鈴木副市長（または長田副市長）、区再編推進事業本部長、企画調整部、総務部、市民部

3 説明内容

別紙「中間報告説明資料（案）」のとおり

(1) 協議経過

(2) 天竜区の取扱い

(3) 再編後のサービス提供体制・住民自治の姿

①地域拠点の名称、位置、業務内容等

②削減効果、協働センターの機能強化

③主要組織（福祉・土木・防災）及びデジタル化の基本的な方向性

④協議会の体制

(4) 今後のスケジュール

令和３年度における行政区再編の 協議の経緯について（中間報告）

行政区再編の協議の主な経緯については、これまで各区協議会、各区自治会連合会に次のとおり説明させていただき、ご意見を伺ってまいりました。

◆令和2年10月～11月

令和2年9月に市議会全員協議会において区再編は必要との結論に至ったことから、住民投票以降の協議の主な経緯を説明

◆令和3年4月

令和3年3月に市議会行財政改革・大都市制度調査特別委員会において、区割り案のたたき台として6案を決定したことから、前回の説明以降の経緯と併せて説明

今回は、区割り案の内定に向けた協議の経緯を中間報告するものです。

令和３年９月 浜松市

1

目 次

区割り案の内定に向けた中間報告として、令和3年5月～8月にかけて市議会特別委員会において協議された内容をまとめました。

1	協議経過	…3
2	天竜区の取扱い	…11
3	再編後のサービス提供体制・住民自治の姿	…16
	①地域拠点の名称、位置、業務内容等	
	②削減効果、協働センターの機能強化	
	③主要組織（福祉・土木・防災）及びデジタル化の基本的な方向性	
	④協議会の体制	
4	今後のスケジュール	…35

2

1 協議経過

◆これまでの協議経過

年 月		内 容
令和2 (2020) 年度	9月28日	市議会全員協議会において区再編は必要と結論
	10～11月	7区自治会連合会・7区協議会へ住民投票以降の協議の 主な経緯を説明
	3月19日	区割り案のたたき台として6案を選択
令和3 (2021) 年度	4月	7区自治会連合会・7区協議会へ令和2年11月以降の協 議の主な経緯を説明
	5月	協議スケジュールの決定
	6～8月	たたき台6案の比較検討 再編後のサービス提供体制・住民自治の姿等の決定
	9～10月	7区自治会連合会・7区協議会等への中間報告

3

1 協議経過

◆中間報告までの協議日程・協議目標（5～8月）

特別委員会 開催日	協議目標
5月31日	◆ 認定項目の承認 ①地域拠点 ②主要組織の方針とデジタルの活用 ③地域自治 ④地域づくり
6月16日	
6月30日	
7月14日	
7月29日	
8月12日	◆ 6案の比較検討
8月31日	◆天竜区の取扱決定

4

◆確実にスケジュールを進めるためのプロセス

項 目	内 容
協議の進め方・認定の手順	特別委員会が定めた認定項目①～④について、 1回目の委員会で協議し、2回目の委員会で決定 (当局への要望についても検討)
認定の進め方	概ねの合意ができたなら大枠で了承 解決すべき課題については期日を定め継続協議

◆認定項目 ①地域拠点

認定項目	区役所、行政センター、支所、協働センター、 市民サービスセンター、地域拠点の削減効果	
認定を判断 する項目	☐ 位置（配置・数） ☐ 組織（構成） ☐ 職員（人数・質・量） ☐ 区長の権限 ☐ 施設（数・削減額） ☐ メリットの増 ☐ 名称（再編後） ☐ 業務（範囲・内容） ☐ 予算のあり方 ☐ 職員（数・削減額） ☐ 施設・設備の維持管理（削減額） ☐ 現行課題への対応	

5

◆認定項目②主要組織の方針とデジタルの活用

認定項目	土木、福祉、防災、教育、医療、 地域拠点及び主要組織等のデジタル化
認定を判断 する項目	☐ 組織（構成・数・指揮命令系統） ☐ 位置（配置・数） ☐ 管轄（範囲） ☐ 職員（人数・質・量） ☐ 通信環境（Wi-Fi・テレビ電話・防災無線・タブレットなど） ☐ サービス向上が見込まれる内容（申請・届出・相談等） ☐ メリットの増 ☐ 現行課題への対応

◆認定項目③地域自治

認定項目	区協議会、地域協議会、地域委員会
認定を判断する項目	☐法制度上の枠組み ☐組織の構成・仕組み ☐委員数（定員） ☐選出母体 ☐メリットの増 ☐現行課題への対応



6

◆認定項目④地域づくり

認定項目	区自治会連合会、地区自治会連合会、単位自治会、 青少年健全育成活動、コミュニティスクール、 過疎化、超高齢化、まちづくり
認定を判断 する項目	☐ 組織（構成・数） ☐ 分割の有無 ☐ 市からの依頼業務 （行政文書の配布・ごみの収集・環境美化・社会福祉など） ☐ 地域拠点の確保 ☐ コミュニティの維持 ☐ 地域福祉の存続 ☐ 地域防災体制の確保 ☐ 伝統文化等の継承 ☐ 世代間の継承 ☐ メリットの増 ☐ 現行課題への対応



◆認定項目 ①地域拠点

➤ 協議結果

- ・大枠で了承

➤ 基本的な方向性

- ・区再編後も現在の行政サービス提供体制を維持
- ・庁舎は現在の庁舎を使用（新たな施設は作らない）
- ・再編により捻出された財源は、協働センターの機能強化を始め、市民サービスの向上や社会経済情勢の変化に対応した事業などへ活用
- ・住民に身近なサービス拠点である協働センターの機能を強化し、自治会活動などコミュニティ支援を充実

➤ 継続協議事項（解決すべき課題）

- ・区役所、行政センターの位置
 - ・再編後の第1種協働センター、ふれあいセンターの名称
- ⇒市民の皆様のご意見等を踏まえ、再編案内定までに決定

◆認定項目②主要組織の方針とデジタルの活用

➤ 協議結果

- ・大枠で了承

➤ 基本的な方向性

- ・福祉・保健分野の組織配置について、各区に設置している福祉事務所などを本庁の組織とし、サービス提供体制を整備
- ・土木整備事務所などについては再編後もこれまでどおり本庁の組織とし、道路・河川の適正な維持管理や要望・相談の受付、災害への迅速な対応が可能となる組織体制とする
- ・再編後も現在と同数の防災拠点数とし、防災機能を維持
- ・地域拠点及び主要組織等のデジタル化については、デジタルファースト宣言等に基づき、デジタル・ICTの活用により市民の利便性向上と自治体運営における生産性向上に取り組む

➤ 継続協議事項（解決すべき課題）

- ・土木整備事務所の数、位置
⇒市民の皆様のご意見等を踏まえ、再編案内定までに決定

◆認定項目③地域自治

➤ 協議結果

- ・大枠で了承

➤ 基本的な方向性

- ・2層の協議会（市の附属機関）とすることで、地域の声を行政に届ける仕組みを構築

➤ 継続協議事項（解決すべき課題）

- ・協議会各層の数（地区等の枠組）、委員数、選出母体等
⇒市民の皆様のご意見等を踏まえ、条例制定までに決定

◆認定項目④地域づくり

➤ 協議結果

- ・大枠で了承

2 天竜区の取扱い

◆社会的、地勢的状況（人口・面積）

	面積 (km ²)	森林面積 (km ²)	人口 (人)	高齢者人口 (人)	高齢化率 (%)	人口密度 (人/km ²)	森林面積 割合(%)
全 市	1,558.06	811.42	797,938	223,078	28.0	512	52.1
中区	44.34	1.40	236,245	63,167	26.7	5,328	3.2
東区	46.29	0.19	130,257	33,773	25.9	2,814	0.4
西区	114.71	8.32	108,877	30,934	28.4	949	7.3
南区	46.84	1.89	102,287	28,057	27.4	2,184	4.0
北区	295.54	106.88	93,049	28,130	30.2	315	36.2
浜北区	66.50	11.75	99,996	26,589	26.6	1,504	17.7
天竜区	943.84	680.99	27,227	12,428	45.6	29	72.2

[出典]

面積：国土交通省国土地理院 全国都道府県市区町村別面積調（令和3年4月1日時点）

森林面積：林業振興課資料（令和3年3月31日現在）、小数点以下第3位を四捨五入。

国有林を除く民有林（国有林を含む森林面積は全市で1,024.05km²、森林面積割合は65.7%）

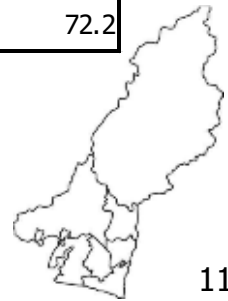
人口：浜松市行政区別世帯数人口（令和3年4月1日現在 住民基本台帳及び外国人登録による）

高齢者人口：65歳以上人口

高齢化率：総人口に対する65歳以上人口の比率。65歳以上人口÷総人口×100

人口密度：人口÷面積

森林面積割合：森林面積÷面積×100



11

2 天竜区の取扱い

◆社会的、地勢的状況（災害発生状況）

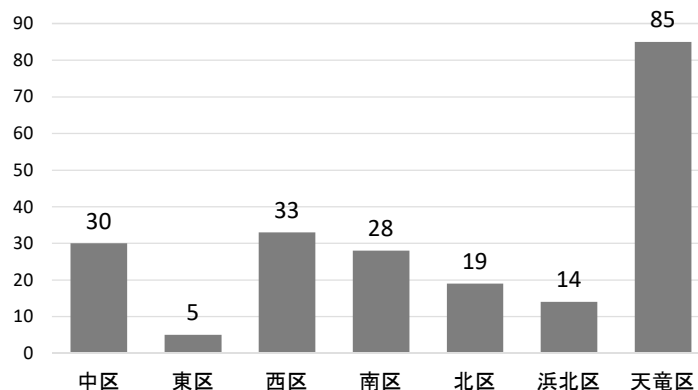
平成30年度～令和2年度における被害種別災害対応件数

(単位：件)

被害種別等	中区	東区	西区	南区	北区	浜北区	天竜区	合計
倒木	19	2	9	3	8	6	16	63
法面等崩壊	1	0	6	0	4	1	35	47
冠水	7	1	7	20	1	0	1	37
路肩決壊	0	0	5	0	1	0	13	19
路面陥没等	0	0	2	2	3	1	5	13
建築物倒壊	1	1	2	2	1	5	0	12
その他	2	1	2	1	1	1	15	23
合計	30	5	33	28	19	14	85	214

[出典] 災害対応記録を集計して作成

(単位：件)



12

結論：天竜区を単独区とする

◆単独区とする主な理由

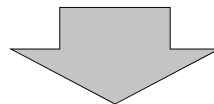
- 高齢化や過疎化が急速に進行する中で、雇用環境の充実強化や医療体制の整備、頻発する災害への対応など、天竜区の抱える地域課題に応じた地域政策が必要であり、**他区と複合してもこうした問題は解決しない。**
- 天竜区における諸課題の解決に向けては、将来ビジョンを掲げ、生活、産業、地域コミュニティ、文化・伝統等をキーワードに**地域住民と行政が一体となって課題解決に取り組む必要がある。**
- 複合化により選挙区が広がると**地域選出の議員の減少**が危惧される。
- 広大な森林面積を有し、**地球温暖化対策や水源涵養など多面的な役割を担う天竜区の重要性**を考えれば、区役所という行政拠点を置く必要がある。

◆単独区とする主な理由（続き）

- 天竜区を単独の区とすることを契機とし、多面的な機能を有する天竜区の重要性を改めて市民の皆様にご認識していただき、これまで同様、**オール浜松体制、ひとつの浜松として天竜区のことを考えていくことが大切である。**
- 旧5市町村からなる天竜区は、それぞれが**特性をもった広域の複合体**であり、**区内における地域特性にも配慮**する必要がある。
- 近年の大雨、災害に対応するには、踏み込んだ施策が必要であり、**担当副市長の設置と合わせて単独区とすることが合理的である。**
- 担当副市長を設置することは、天竜区を単独区とすることの前提条件ではなく、今後、**担当副市長や区長の役割をしっかりと議論**する必要がある。

◆区割り案のたたき台

区の数	2区案		3区案		4区案	
Nº	Nº2 (単独)	Nº3 (複合)	Nº6 (単独)	Nº7 (複合)	Nº10 (複合)	Nº11 (単独)
(天竜区 単独・複合)						



区の数	2区案	3区案	4区案
Nº	Nº2	Nº6	Nº11
			

3 再編後のサービス提供体制・住民自治の姿

別紙 再編後の組織

- 再編後の組織（当局案）について、本庁の組織（黄緑色）と区の組織（水色）、協議会（オレンジ色）の関係をイメージ図で表現しました。
- 以降の説明とあわせてご確認ください。

再編後の組織のポイント

- ◆ 福祉・保健分野の組織について、本庁組織となっても引き続き区役所庁舎等に設置し、現在と同様のサービスを提供
- ◆ エリアマネージャーを区役所と行政センターに1名ずつ、コミュニティ担当職員を区役所、行政センター、協働センターに複数名配置し、自治会を始めとした地域団体と連携しながら地域づくりをサポート
- ◆ 協議会を2層構造とし、地域の声を行政に届ける仕組みを強化

①地域拠点の名称、位置、業務内容等

基本的な方向性：区再編後も現在の行政サービス提供体制を維持

現在		再編後	
名称		名称	業務内容
区役所	↙ ↘	区役所	現在と変更なし
		行政センター (旧区役所庁舎)	区役所と同等の サービスを提供
第1種協働センター (舞阪・引佐・三ヶ日・春野・ 佐久間・水窪・龍山)	→	〇〇〇〇〇	現在と変更なし
第2種協働センター、 ふれあいセンター	→	〇〇〇〇	現在と変更なし ※現在窓口業務を行って いるところは市民サー ビスセンターを併設
市民サービスセンター	→	市民サービスセンター	現在と変更なし

継続協議事項：◇区役所、行政センターの位置
◇再編後の第1種協働センター、ふれあいセンターの名称
市民の皆様のご意見等を踏まえ、再編案内定までに決定

17

①地域拠点の名称、位置、業務内容等

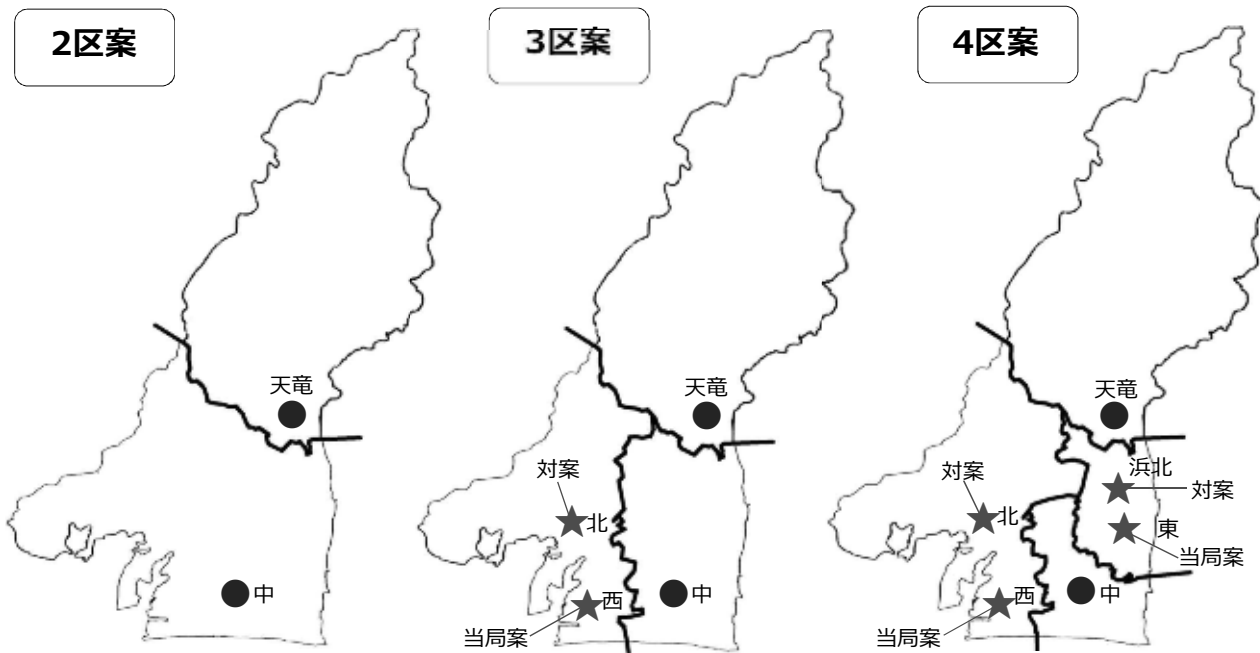
基本的な方向性：庁舎は現在の庁舎を使用（新たな施設は作らない）

現在の名称	再編後の位置	
	当局案	自由民主党浜松の対案
区役所	現行区が他区・他地域と複 合される案の場合、新しい 区の中で、現行区において 最も人口が多い区の区役所	交通結節点等を総合的に勘 案し、案によっては現在の 北区役所庁舎、浜北区役所 庁舎を区役所とする
行政センター (旧区役所庁舎)	再編により区役所とならない旧区役所庁舎	
第1種協働センター、 第2種協働センター、 ふれあいセンター	現在と変更なし	
市民サービスセンター	現在と変更なし	

18

①地域拠点の名称、位置、業務内容等

◆区役所の位置

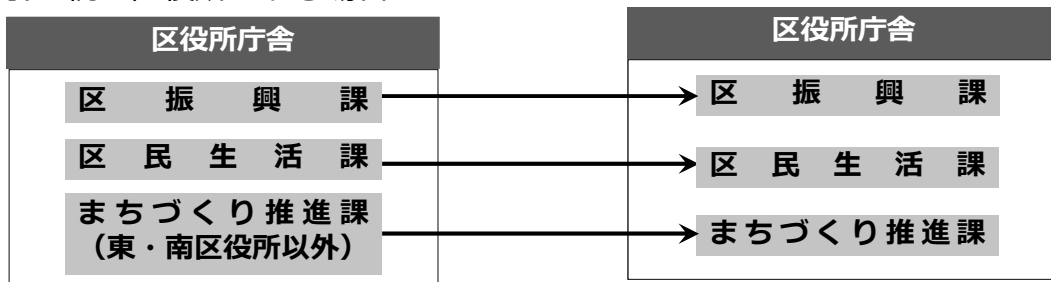


※庁舎は現在の区役所庁舎を使用。現在の名称を記載

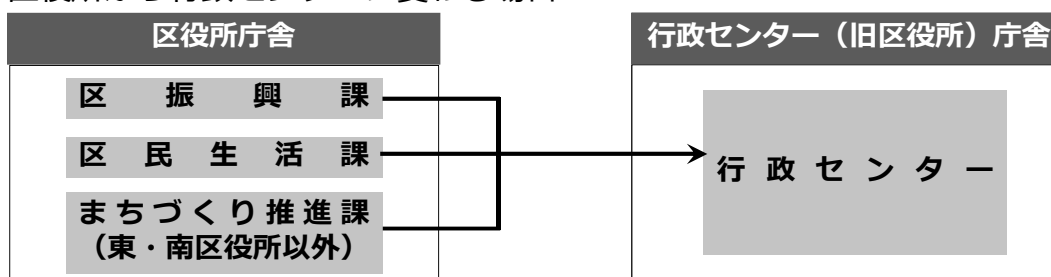
①地域拠点の名称、位置、業務内容等

◆区役所・行政センターの組織

➤ 引き続き区役所とする場合



➤ 区役所から行政センターに変わる場合



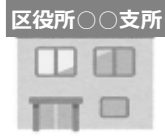
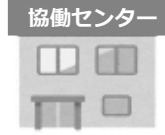
各課の主な業務内容

区振興課：防災、要望受付、コミュニティ支援等

区民生活課：戸籍、住民基本台帳、その他市民窓口業務等

まちづくり推進課：地域振興、スポーツ振興、生涯学習等 ※東・南区役所では区民生活課で実施

①地域拠点の名称、位置、業務内容等

現在の名称	再編後の名称（当局案）
第1種協働センター (舞阪・引佐・三ヶ日・春野・佐久間・水窪・龍山)	区役所〇〇支所に改称 
第2種協働センター ふれあいセンター (天竜区内8か所：竜川・熊・上阿多古・下阿多古・浦川・山香・城西・光明)	協働センター ※ふれあいセンターは協働センターに改称 
<提案の理由> 現在、「協働センター」という 同一の名称で「第1種」と「第2種」があり、取り扱う業務の範囲が異なっており、分かりにくさを解消するため	

◆特別委員会で出された意見

- 施設の看板やバス停、道路看板などの書き換えに要する費用が発生するため、費用対コストの観点から変更は不必要
- ふれあいセンターの名称は地域に定着しており、あえて名称を変更する必要はない
- 第1種協働センターは旧町村の役場、第2種協働センターは旧公民館であり、職員の配置も異なるため、名称を変更したほうが分かりやすい

21

②削減効果

基本的な方向性：捻出された財源は、協働センターの機能強化を始め、市民サービスの向上や社会経済情勢の変化に対応した事業などへ活用

区割り案	削減職員数	人件費年間削減効果額	事務経費削減効果額
2区案	106人	約8億4千万円	約800万円
3区案	81人	約6億5千万円	約600万円
4区案	68人	約5億4千万円	約500万円

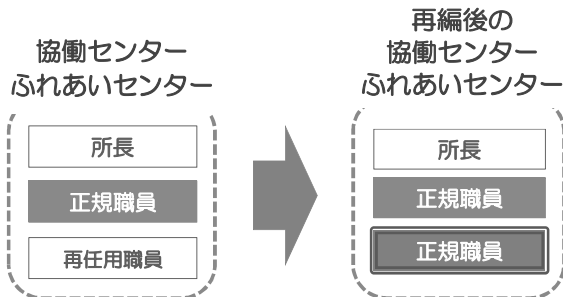
人件費年間削減効果額：R2.4.1職員数との比較。人件費の試算は、令和元年度決算における1人当たりの人件費797万円を使用。

事務経費削減効果額：各区に設置される区選挙管理委員会の委員数が再編により削減されるため、大半は委員報酬で、その他は選挙に係るコピー料等の事務経費（令和元年度決算額を基に算出）。施設・整備維持管理については、現在の施設数を維持することを前提としているため、削減効果額は生じないものとして整理。

22

②協働センターの機能強化

基本的な方向性：住民に身近なサービス拠点である協働センターの機能を強化し、自治会活動などコミュニティ支援を充実



▶協働センターの
コミュニティ担当職員が
地域づくりをサポート

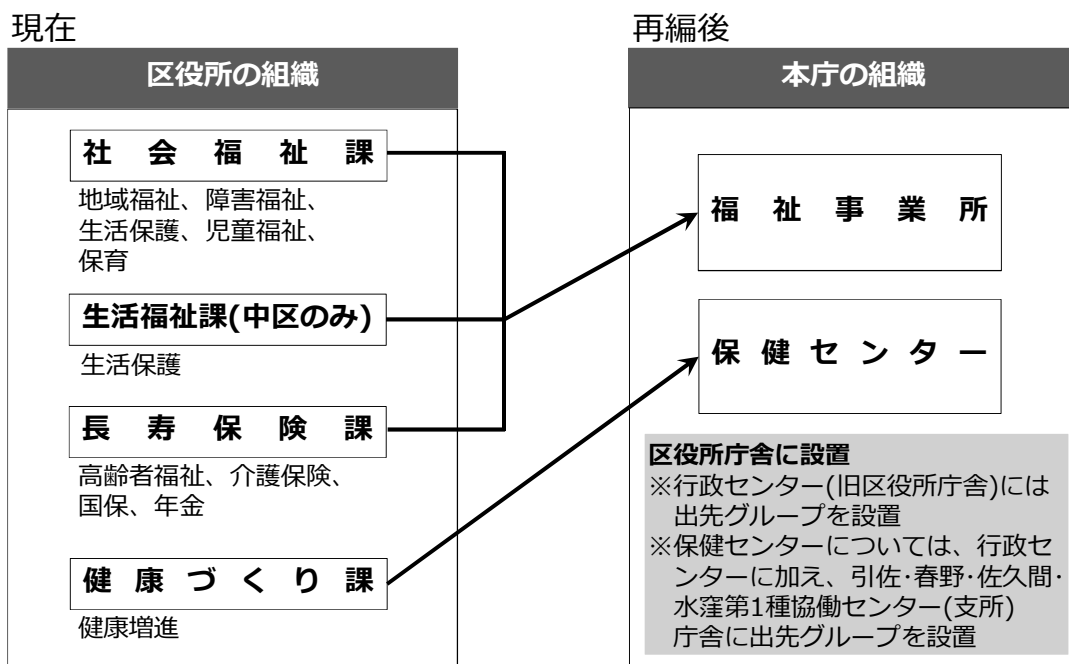
- ・コミュニティ担当職員が地域の声を広く拾い上げ、地域課題の解決に尽力
- ・コミュニティ担当職員が2人になることで、コミュニティ支援の強化と継続性を確保

※正規職員への配置換えは、再任用職員の配置のバランスを考慮しながら一定の期間をかけて徐々に行います。

なお、正規職員化には年間約3億4千万円の人件費が必要となります。

③主要組織（福祉）の基本的な方向性

基本的な方向性：福祉・保健分野の組織配置について、各区に設置している福祉事務所などを本庁の組織とし、サービス提供体制を整備



③主要組織（福祉）の基本的な方向性

◆特別委員会における主な協議内容

Q 福祉分野における再編後の体制のメリット・デメリットは？

A メリットは、各区に設置している福祉事務所等を本庁直轄の事業所とすることで、本庁の政策形成に現場の意見を直接反映させ、**政策立案機能を強化**するとともに、各窓口までの指揮命令系統が一元化され、**福祉サービスの質の確保**が図られることです。
デメリットは、**出先組織が複数配置**されることですが、ICTの活用等により職員間のスムーズな意思疎通を図り、**市民サービスの水準を維持・確保**します。

Q サービスは変わらないのに職員が削減できる理由は？

A 削減できる職員数は、組織の統合による管理職の削減や、内部事務を集約することによるスケールメリットを生かした削減によるものです。
市民の皆様と1対1で対応する**相談業務や地区担当の保健師業務などについては削減せず、市民サービスを維持**します。

Q 再編によって福祉サービスの提供に支障は出ないか？

A 引き続き区役所及び行政センターを福祉・保健に係るサービスの拠点とし、**現在と同様のサービスを提供**します。
第1種協働センター（支所）においても、現在と同様のサービスを提供します。25



③主要組織（土木）の基本的な方向性

基本的な方向性：土木整備事務所などについては再編後もこれまでどおり本庁の組織とし、道路・河川の適正な維持管理や要望・相談の受付、災害への迅速な対応が可能となる組織体制とする

**継続協議事項：◇土木整備事務所の数、位置
市民の皆様のご意見等を踏まえ、再編案内定までに決定**

	当局案	自由民主党浜松の対案
数・位置の考え方	土木整備事務所は区の数に合わせることを基本 2区・3区案の場合、3つの土木整備事務所と8つの出先グループ体制（現東・浜北土木整備事務所を出先グループとする）に再編 4区案の場合、4つの土木整備事務所と7つの出先グループ体制に再編 いずれの場合も現北土木整備事務所と現北区役所内にある細江の出先グループを統合し、 現引佐協働センター庁舎に移転、現三ヶ日協働センター庁舎に出先グループを新設	現在の4つの土木整備事務所、三遠南信自動車道整備事務所、6つの出先グループの体制を基本 区割り案と整合させるため、 土木整備事務所の出先グループの所管を変更
理由	災害対応など、市民生活に直結する業務において、 区との密接な連携体制を確保し、災害対応の即応性を高める ため なお、大規模災害時は全庁を挙げて対応	土木の事業は、幹線道路やがけ地など、 区境で線引きができないという特殊性 があり、政令指定都市移行後、 組織の変遷を重ねた結果、現在の体制となっているため

③主要組織（土木）の基本的な方向性

◆土木整備事務所の位置

2区案

【凡例】
土木整備 出先
事務所 グループ
●—○
◆—◇
■—□
▲—△

※土木整備事務所は現在の名称を記載
※出先グループは設置を想定している現在の庁舎名を記載（協働センターは「協C」、土木整備事務所は「土木」と表記）

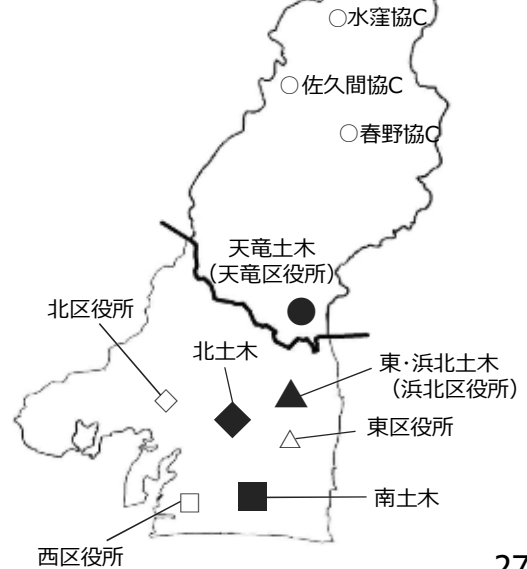
当局案

土木整備事務所(3)
出先グループ(8)



自由民主党浜松の対案

土木整備事務所(4)
出先グループ(6)



③主要組織（土木）の基本的な方向性

◆土木整備事務所の位置

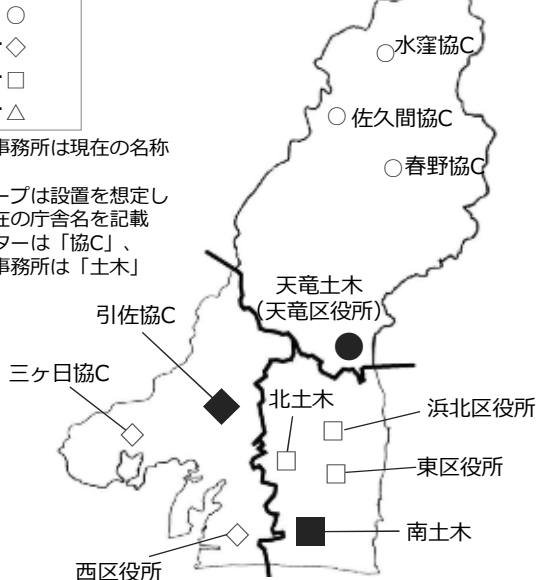
3区案

【凡例】
土木整備 出先
事務所 グループ
●—○
◆—◇
■—□
▲—△

※土木整備事務所は現在の名称を記載
※出先グループは設置を想定している現在の庁舎名を記載（協働センターは「協C」、土木整備事務所は「土木」と表記）

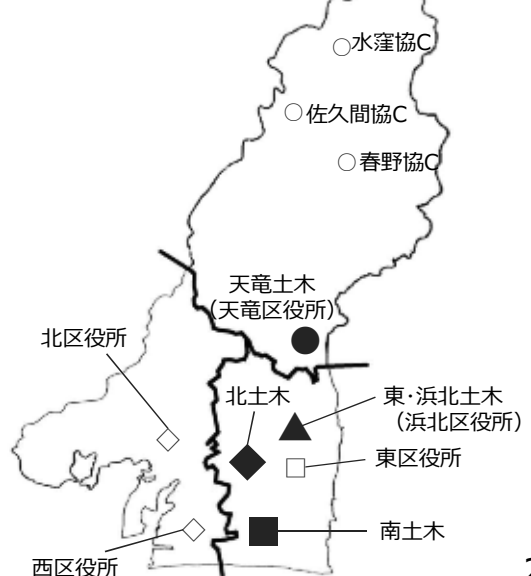
当局案

土木整備事務所(3)
出先グループ(8)



自由民主党浜松の対案

土木整備事務所(4)
出先グループ(6)



③主要組織（土木）の基本的な方向性

◆土木整備事務所の位置

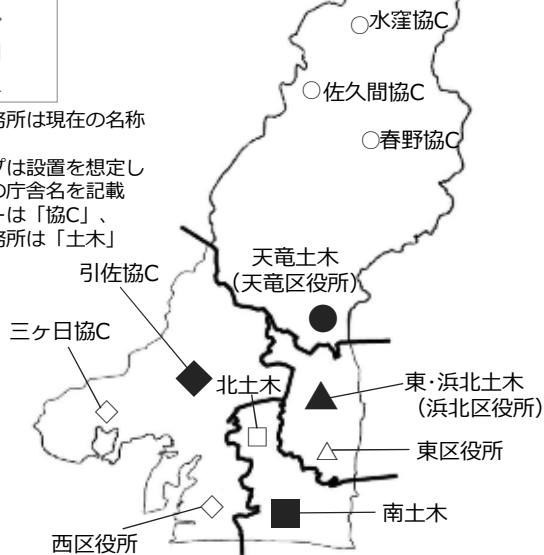
4区案

【凡例】
土木整備事務所 出先グループ
●—○
◆—◇
■—□
▲—△

※土木整備事務所は現在の名称を記載
※出先グループは設置を想定している現在の庁舎名を記載（協働センターは「協C」、土木整備事務所は「土木」と表記）

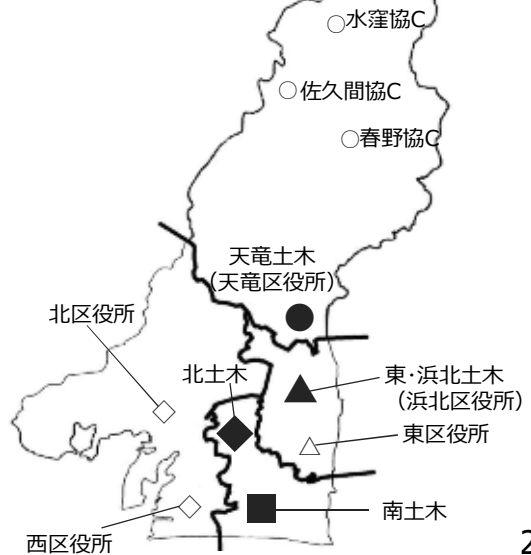
当局案

土木整備事務所(4)
出先グループ(7)



自由民主党浜松の対案

土木整備事務所(4)
出先グループ(6)



③主要組織（防災）の基本的な方向性

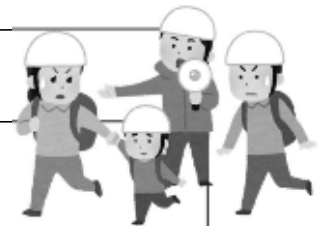
基本的な方向性：再編後も現在と同数の防災拠点数とし、防災機能を維持

現在

【災害対策本部】 ◆本庁
【区本部】 ◆中・東・西・南・北・浜北・天竜区役所
【地域本部】 ◆舞阪・引佐・三ヶ日・春野・佐久間・水窪・龍山協働センター

再編後

【災害対策本部】 ◆本庁
【区本部】 ◆区役所
【地域本部】 ◆行政センター ◆舞阪・引佐・三ヶ日・春野・佐久間・水窪・龍山協働センター（支所）



◆特別委員会における主な協議内容

Q 現在の区本部のうち一部が地域本部になると防災体制として不十分ではないか？

A 地域本部となる行政センター等は、再編後もエリア内の避難所を所掌し、災害情報の収集及び伝達を行うため、再編により避難所の位置や配置職員数は変わりません。区本部には各地域本部からの情報が集約され、区内で物資や人的資源の状況など横断的にとらえることができ、これまでどおり迅速な対応が可能です。

③デジタル化の基本的な方向性

基本的な方向性：地域拠点及び主要組織等のデジタル化については、デジタルファースト宣言等に基づき、デジタル・ICTの活用により市民の利便性向上と自治体運営における生産性向上に取り組む

◆特別委員会における主な協議内容

Q 区再編までにデジタル化が導入できるサービスが計画されているか？

A デジタルファースト宣言等に基づき、デジタル・ICTの活用により市民の皆様の利便性向上と自治体運営における生産性の向上に取り組めます。
再編に伴う個別事業については、再編案内定後に具体的に検討します。

意見 手続きのオンライン化や遠隔相談など、**区の再編のタイミングで市民の皆様**に伝わりやすい変化や、**市民がメリットを感じるデジタル活用**を検討すべき。

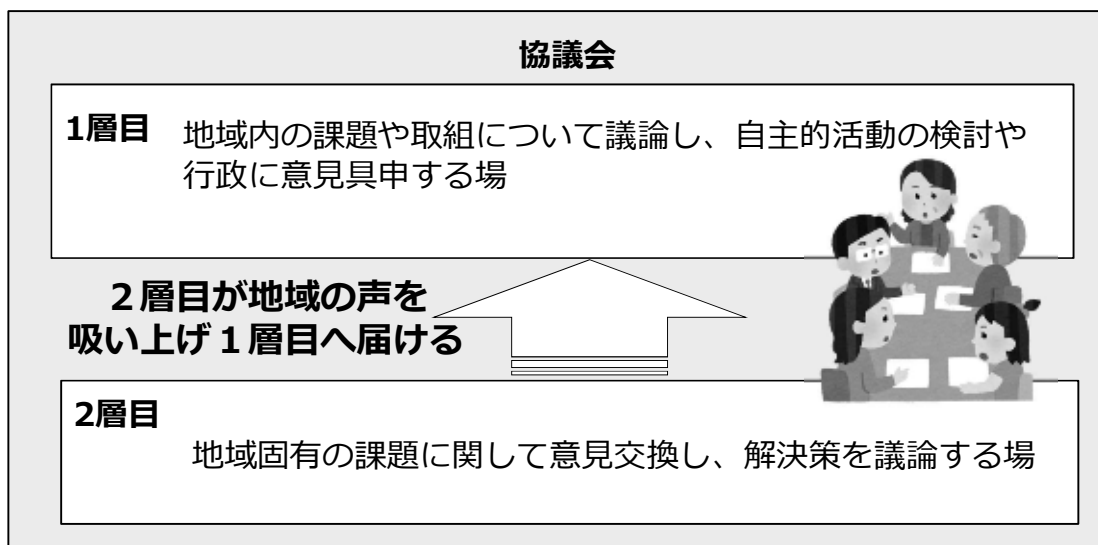
Q テレビ会議やタブレットを活用し、区役所等へ足を運ばなくても**最寄りの協働センター等で福祉相談**をすることはできないか？

A 福祉に関する相談は、対面による面談を実施しておりますが、**今後は対面による相談とあわせてタブレット等を活用した手法も検討します。**

31

④協議会の体制

基本的な方向性：2層の協議会（市の附属機関）とすることで、地域の声を行政に届ける仕組みを構築

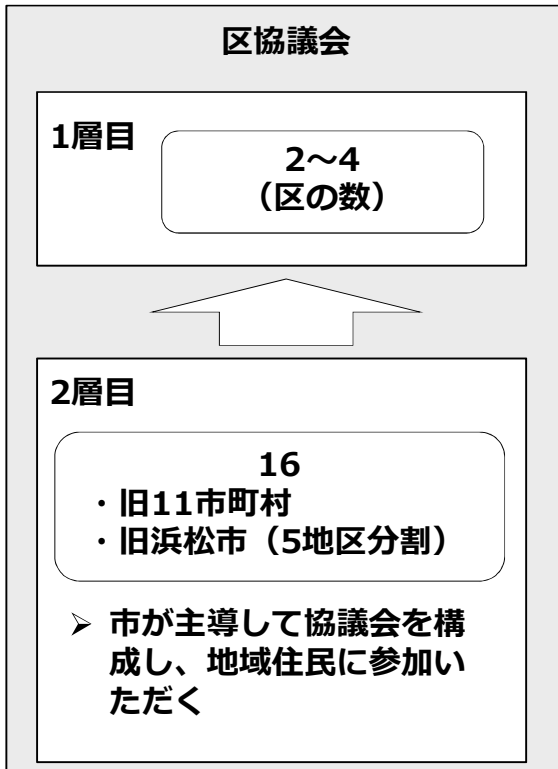


継続協議事項：◇協議会各層の数（地区等の枠組）、委員数、選出母体等市民の皆様のご意見等を踏まえ、条例制定までに決定

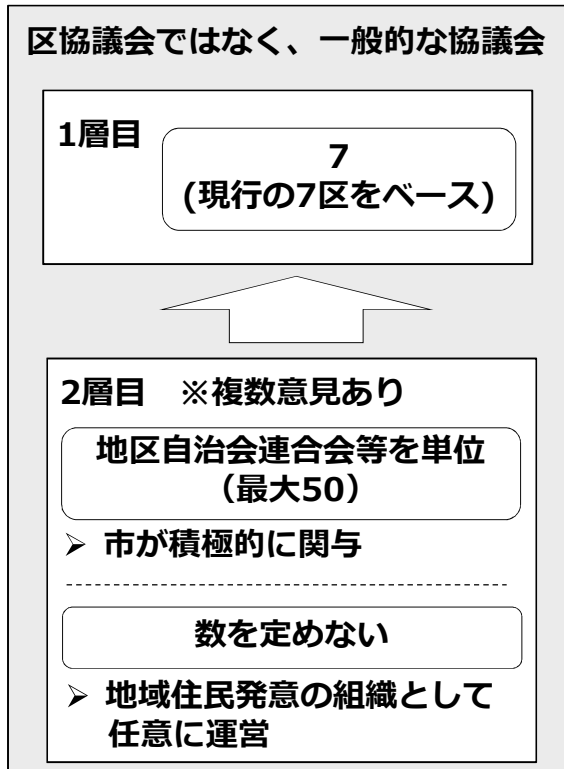
32

④協議会の体制

◆ 当局案



◆ 特別委員会で出された意見



33

④協議会の体制

◆ 特別委員会で出された主な意見

- 協議会は地域としての自己実現の場であり、住民の皆様の意見をボトムアップできるような形とすべき。
- 地域の声をある程度の範囲の中で拾い、共通する課題を話し合う枠組みをつくって、それを上の段階へもっていく2層構造がよい。
- 区の再編にあわせて協議会の体制を変えることにより、地域住民の意識が変わり、住民自らが自分たちでやれることは自分でやるという意識につながるのではないか。
- 重要な審議事項についての情報を地域の皆様に伝えるために、できるだけ細かな範囲で諮問・答申の権限を下ろしていく必要がある。

◆ 特別委員会における主な協議内容

- Q** 現在の区協議会ではなく、一般的な協議会とした場合、どのような違いが生じるのか？
- A** 根拠となる地方自治法の条項が違うだけです。一般的な協議会を設置した場合でも、区協議会と同様の機能や役割を条例で定めることができます。



34

4 今後のスケジュール

年 月		内 容
令和3 (2021) 年度	～12月	区割り案内定（最終案・1案）
	1～2月	7区自治会連合会・7区協議会等での意見聴取 市民からの意見聴取（パブリックコメント）
令和4 (2022) 年度	5月	区割り案決定
	6～10月	行政区画等審議会への諮問・答申、区名募集等
	11～12月	7区協議会への諮問・答申
	2月	区設置等条例議決

35

お問い合わせ先

「市議会特別委員会に関すること」

浜松市 議会事務局 調査法制課 Tel:053-457-2513

「区の再編に関すること」

浜松市 区再編推進事業本部 Tel:053-457-2123

特別委員会での協議内容の詳細は、市議会ホームページをご覧ください。

市HP▶

区制度の検討

検索

区制度の検討についての
協議の経過



URL

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/gikai/gyouseikusaihen.html>

36

再編後の組織

別紙

